

# 「運動会」の歴史から、その意義を探る

研究部 安武一雄 (吹田市立西山田小)

## 1. はじめに

「例会主旨説明」でも語られると思いますが、3回目の支部研究部例会はそれまでの2回とは位置づけが最初から違っていました。この例会は、当初7月に予定されていた第35回支部大会(豊中大会)の前の6月に行われるはずでした。1月の東京:吉澤さんによる新春記念講演に続いて、7月支部大会記念講演に神谷さんに運動会のことで話してもらいたいというのが、年度当初から研究部の、そして現地実行委員会の意向でもありました。それは、「運動会の春開催」「午前中開催」等「運動会」に対する位置づけが、「運動会でどんな力を子どもに」といった「そもそも論」の軽視の方向で進んでいることへの危機感でもありました。それは支部だけでなく全国の同志会でも共通の認識で、2019年12月の冬大会でも一つの講座として設けられ「歴史と実践」を私が報告しています。

運動会への危機感はコロナ禍の中で加速していくのですが、「ピンチはチャンスでもある」の言葉があるように「運動会についての議論を現場でも巻き起こす機会」と捉え、「コロナ禍の中でどのような論議がされてきたか」のアンケートも取りながら、コロナ禍の中で運動会を再生・創造させた実践である淡路島の岨賢二さんを迎えての例会が組まれました。その時に「そもそも論」を論議の俎上に乗せるなら…ということで冬大会で報告した内容から「歴史」部分を切り取り、若干の加筆をしたものを「例会資料」として出しました。以下が、その時の資料です。

## 2. 「運動会」の歴史から、その意義を探る

### ① 「運動会」のねらいの変遷

- ・1874年(明治7) 東京海軍兵学寮「競闘遊戯会」:海軍兵学校のイギリス人士官の指導で(学事を重んずるを知り…身体を重んずべき事を知らず)
- ・1878年(明治11) 札幌農学校「力芸会」(目隠走、芋拾い、石投げなど、遊戯的なもの)
- ・1881年(明治14) 体操伝習所「体操演習会」  
体操術(軽体操)と遊戯を普及させようとした  
徒手・亜鈴・棍棒等、フットボール、旗拾い競争、綱引き、ベースボール、クロッカー、
- ・1883年(明治16) 東京大学「陸上運動会」イギリス人教師ストレンジの指導  
(春はボートレース、秋は陸上運動会)

### 《始まった頃のねらい》

※「江戸時代には、すべての階級を通して、運動娯楽の価値に注目し、これを体育的に発展させる余地は存在しなかった」(木下秀明「日本体育史研究所説」)

体格や活気の気風を発達させる

→「体操普及」及び「陸上競技の記録会的性格」

→「遊戯、祭典(地域社会)的性格」

→後に「体育学習の成果の発表会的性格」が加わる

※ほぼ後々の「運動会」の要素が出そろふ

※ねらいとは別に、遊戯・娯楽の少なかった頃、そのおもしろさにふれた子どもや教師・親たちは、我が国の風土になじませていった。また行政側も規律・訓練の手段とすべく全国的に広めていった。

## 《戦前・戦中の運動会》

軍国主義化（戦意高揚・鍛錬的性格）

1931年（昭和6）満州事変

1933年（昭和8）国旗掲揚・国旗降下が開閉開式に位置付く

1937年（昭和12）「運動会」→「体育大会」（お祭りの的にならず、鍛錬的性格を強める）

1939年（昭和14）「皇軍将士への感謝と黙祷」が開会式に追加。

翌年には「宮城遙拝」が追加。

※日中戦争開始直後の1938年頃の運動会はなおまだ競技会的、学習発表会的性格を残しているが、日米戦争開始後の運動会はもはやそのような余裕はなく、戦意昂揚番組オンパレードという状況である。（中村敏雄『運動会の歴史』『運動会を変える1』1984）

（例）1944年（昭和19）千葉県笹川国民学校「終期体育会」の「錬成上の注意点」

- （1）必勝不敗の氣勢溢るる錬成たること
- （2）全員全能力の最高限度を目指す錬成たること
- （3）体育大会は皇国の道義教育の絶好の機会である
- （4）終始一貫、礼容態度の公明を期すこと
- （5）若鷲（若い航空兵）たらんと決意を促進すること

「今日は全校体れん日だ。…そのつぎはあくざは先生の手榴弾なげだ。小さいボールを手榴弾の代わりにして投飛球の時のでっかいボールを敵の頭だと思って投げた。…今度は交代して八くわ先生のところへ行った。木刀で殴り殺すお稽古だ。…つかれたが一人でも多く敵を殺そうと思った。よく頑張りましたね」

- （6）体育大会は日頃の訓練の検定会である

## 《戦後の運動会》

敗戦の年は運動会は開けなかったが、早いところでは翌年から再開されている

体育の非軍事化・民主化により、軍事色の濃いものや鍛錬的なものはなくなり、開閉開式も簡素化  
戦後の運動会の特徴は

- ・児童、生徒の自主性をもとに計画立案や運営にも参加させようとした
- ・親の参加、地域とのかかわりの強化

丹下氏は

運動会が「体育学習の成果を発表する」場となることに批判的だった

- ・運動会が「日常の教科で学習した運動や態度の発表会」ということになりやすい
- ・そのため「特別に学習の成果を良く見せようとすることの無理な学習の弊害」が生じ、
- ・親たちはそのでき具合一喜一憂することになり
- ・児童会はその発表会のための仕事をするようになってしまう

そうではなく、運動会は「父母、子ども、教師が一体となった地域の人間の交流の場」であるべき  
浦和市上木崎小学校の当時の運動会の目標

- (1) 児童の自主的意欲を高め、みずから計画し、運営する。
- (2) スポーツ、レクリエーションに対する正しい理解と興味をもつ
- (3) PTA といっしょに運動を楽しむ経験を味わう

## ②その後の変質と現在の位置づけ

→ 1950年（昭和25）天野文相の発言をきっかけに、「国旗掲揚・君が代斉唱」が開会式に復活。儀式化へ

→ 1965年以降 教育課程の「改正」＋教員の勤務条件の問題→平日開催や簡素化方向と体育学習の成果発表が強調

〈学習指導要領等では〉※「学習指導要領データベースインデックス」（国立教育政策研究所）

1947年（昭和22） 「教科」と「自由研究」

自由研究：…音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、あるいはスポーツクラブといった組織による活動がそれ…。…自由研究の内容としては、さまざまなものが考えられ…

1951年（昭和26） 「教科以外の活動」

「運動会」という言葉は、「教科以外の活動」の中の「(a) 民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」の「Ⅲ）児童集会」に「児童会の企画に基いて、適時に運動会・音楽会・展覧会・学芸会などを行うのも奨励されるべきことである。」と示されている。

このように「試案」という形で示された学習指導要領には、明らかに「子ども主体」のものが目指されていた。

ところが、

1958年（昭和33）には、

前年の教師の「勤務評定」強行と並んで、指導要領の法的拘束力が強化されることとなる。

そこではそれまでの「教科以外の活動」が「道徳・特別活動・学校行事」となる

「特別活動」では「児童の自発的、自治的な活動を通して…」という言葉が「目標」で使われ、「児童の自発的な要求を可能なかぎり受け入れ」た指導計画を作成するという文言が残るが、「運動会」も含む「学校行事」では、「学校が計画し実施する教育活動と」位置づけられ、「集団行動における児童の規律的な態度を育てる」ことが求められるようになる。

※国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、…国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい

1968年（昭和43） 「特別活動」の中に「児童活動・学校行事・学級指導」

「児童活動」の中に「児童の自発的、自治的な実践活動を通して…」という言葉がかるうじて残るが「特別活動」全体はもちろん「学校行事」「学級指導」に「主体性」を示すような言葉はない

総授業時間数 6年 1085時間（1958年も同じ）

1977年（昭和52） 「児童活動」の中からも「自発的・自治的」といった言葉はなくなった

全体の「指導計画の作成と内容の取り扱い」のなかに「教師の適切な指導の下に、特に児童の自発的・自治的な実践活動が」がのこるのみ

特別活動：4年以上は70時間

総授業時間数 6年 1015時間

1989年（平成1） ほぼ同上

総授業時間数 6年 1015時間

※入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする

1998年（平成10） ほぼ同上

特別活動：全学年35時間（学級活動のみ）

総授業時間数 6年 945時間 ※2002年学校完全5日制

2008年（平成20） ほぼ同上

特別活動：全学年35時間（学級活動のみ）

総授業時間数 6年 980時間

2017年（平成29） ほぼ同上

特別活動：全学年35時間（学級活動のみ）

総授業時間数 6年 1015時間

### 〈要約〉

学習指導要領が「試案」の時代は、「運動会」を含む「教科以外の活動」で「子ども主体」の活動が推奨されていた。それが、「法的拘束性」が言われるようになった1958年版より、「教科以外の活動」が「特別活動」と「学校行事」に分けられることによって、「運動会」は「学校が計画し実施する」「学校行事」に位置づけられた。この頃から「儀式的行事」に「日の丸・君が代」の押しつけが徐々に露骨になっていき、「主体性」や「自治」といったものが言葉の上でも実質的にも薄められてきた歴史がある。

### 〈現行指導要領のどこに「活路」を見出すのか〉

「特別活動」の「指導計画の作成と内容の取り扱い」には、「各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること」とあり、その際「学校の創意工夫を生かし、…児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること」とある。

また、「特別活動」の「児童会活動」の「内容」には「学校行事の特質に応じて、児童会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること」という表現もある。

さらに「解説書」によると

「運動会においては、学校の特色や伝統を生かすことも大切である。…また、児童会活動やクラブ活動などの組織を生かした運営を考慮し、児童自身のもので実施することが大切である」とある。

以上のことから、「運動会」等の学校行事においても「各学校独自の取り組み」として「子ども主体の取り組み」に創造していくことは可能であると言えるのではないだろうか。